

関係各位

上川中部森林管理署

林道通行規制措置のお知らせについて

日頃から、国有林野事業に対しご理解とご協力いただいていることに心よりお礼申し上げます。

平成22年及び平成23年の台風・豪雨により、当署管内の林道等は多大な被害を受け、現在復旧に向けて努力しているところです。しかしながら、復旧にあたっては予算事情等もあり、直ちに全面復旧ができない状況にあります。

つきましては、平成24年度における登山道に通じる林道の通行制限措置を下記のとおり行いますので、ご理解頂きますようお願い致します。

記

1. 「通行止め及び入林禁止」とする林道名及び所在地

- ①由仁石狩林道及びポン由仁石狩林道：上川郡上川町字層雲峡（ユニ石狩岳、音更山登山道に通じる林道）
- ②音更沢林道：上川郡上川町字層雲峡（音更山登山道に通じる林道）
- ③層雲峡本流林道：上川郡上川町字層雲峡（沼ノ原山登山道に通じる林道）

2. 「車輛通行止め」とする林道名及び所在地

台地林道：上川郡美瑛町字俵真布（扇沼山登山道に通じる林道）

なお、台地林道へ通じる上俵真布林道については平成24年春の融雪後、林道状況を把握したうえで、通行可能かどうか判断します。

3. 通行止め及び入林禁止並びに車輛通行止めの期間（上記1及び2）

平成24年4月1日より平成25年3月31日までとします。

変更等があれば当署のホームページでお知らせします。

（融雪後に通行状況について確認をして下さい。）

4. 理由

- ・昨年、一昨年の豪雨被害により林道決壊などで車輛通行ができない箇所や危険な箇所があるため。
- ・層雲峡本流林道については、橋梁工事に伴う工事車両が通行するため。

*問い合わせ先

上川中部森林管理署 土木係または管理係

電話：0166-61-0207 FAX：0166-61-0690

所在地：旭川市神楽三条4丁目3番25号